

第4号議案

平成28年度予算及び事業計画の策定、並びに認可申請について

(案)

1. 平成28年度予算案及び事業計画案について、別紙1及び別紙2のとおり策定するとともに、電気事業法第28条の33第2号及び第5号に基づき次回総会に付議する。
2. 前項の予算案及び事業計画案が、総会で議決された後、電気事業法第28条の48及び関係省令に基づき、別紙3により経済産業大臣に対し、認可申請を行う。

以 上

【添付資料】

別紙1：平成28年度予算案

別紙2：平成28年度事業計画案

別紙3：平成28年度予算及び事業計画認可申請書

平成 28 年度予算

予算総則

■ 収入支出予算

第 1 条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の平成 28 事業年度収入支出予算は、別紙「平成 28 年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第 2 条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第 7 条の規定により、平成 28 年事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム開発等に係る経費	3,490	平成 28 年度 ～ 平成 33 年度まで	複数年にわたる契約等を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第 3 条 次に掲げる経費は、省令第 8 条第 2 項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

(経費名) 役職員給与
退職給与引当金繰入
交際費

■ 収入支出予算の弾力条項

第 4 条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第 5 条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

平成28年度収入支出予算

別紙

(単位:千円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
人件費	1,602,315	会費収入	3,756,931
役職員給与	1,344,857	会費	6,000
退職給与引当金繰入	59,183	特別会費	3,750,931
その他人件費	198,275	前年度よりの繰越金	568,394
租税公課	3,429		
固定資産関係費	1,175,452		
有形固定資産取得費	579,664		
無形固定資産取得費	568,248		
修繕費用	27,540		
運営費	1,228,555		
雑損失	188,115		
支払利息	1,478		
予備費	125,981		
合 計	4,325,325	合 計	4,325,325

電力広域的運営推進機関 平成28年度事業計画

本機関は、国の「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定）にて示された第1段階の改革である電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的に、電気事業法（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、平成27年4月1日に業務を開始した。

平成28年度は、第2段階の改革である電気の小売業への参入の全面自由化及び関連諸制度がスタートする年であることから、これに対応した基盤整備に万全を期すとともに、変わらぬ安定供給の確保、再生可能エネルギーの導入拡大といった電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する社会的要請への的確な対応をめざし、次の業務を行うこととする。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

会員その他の電力系統利用者が、送配電等業務指針等のルールに基づき、円滑に業務を遂行できるよう、理解促進活動、業務実態の把握等を行う。その結果を踏まえ、更なるルールの見直し可否を継続的に検討する。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

平成28年4月の小売全面自由化に伴う事業類型の見直し（いわゆるライセンス制の導入）により、供給計画が大きく変革する中において、本機関は、法令に基づく電気事業者の供給計画の提出を受け付け、需給バランス評価、流通設備形成計画、広域運営の状況等の取りまとめを的確に行う。また、取りまとめた供給計画は、必要に応じ意見を付して平成28年6月末までに経済産業大臣に送付する。

（2）需要想定に関する業務

会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、想定的前提となる全国経済見通しを策定する。また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に、全国の需要想定を策定する。前者は平成28年11月末まで、後者は供給区域ごとの需要想定と一緒に平成29年1月末までに会員に通知するとともに公表する。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

電源入札等の実施要否の判断に資するため、有識者による委員会を設置し、供給計画のとりまとめ結果に基づく需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、電力市場の活性化度合い、中長期的な需要動向等を踏まえた総合的な検討を行う。

検討の結果、電源入札等が必要と認められるときは、業務規程に従って供給力の確保に向けた取り組みを進める。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

（1）広域系統長期方針及び広域系統整備計画

本機関は、電力の広域運用の観点から、将来の広域連系系統に係る合理的な設備形成に関し積極的な機能を果たすため、広域連系系統の長期方針の策定を進めるとともに、広域系統整備計画を策定する。そのために、広域系統整備委員会において、引き続き検討を進める。

広域連系系統の長期方針の策定に当たっては、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（広域系統長期方針）の策定に向け、平成27年度に長期方針の策定の方向性等を整理した基本方針を取りまとめた。平成28年度は、取りまとめた方向性に沿って、引き続き、中長期的な需給見通し、新規電源計画、再生可能エネルギーの導入状況、設備の経年情報等を踏まえた検討を進め、広域系統長期方針について、本年度中の取りまとめを目指す。

また、広域系統整備計画については、連系線等の利用状況や電気供給事業者からの提起等により、広域運用の観点からの広域連系系統の整備に関する検討が必要であると認めたとき、又は国からの検討要請があったときは、個別具体的な増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討を行い、その策定を行う。

なお、平成27年4月に検討を開始し平成27年9月に基本要件を決定した、東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る広域系統整備の検討については、引き続き、実施案及び事業実施主体並びに費用負担割合の検討を継続する。これを踏まえて本機関は、個別の広域系統整備計画として、東京中部間連系設備については平成28年6月、東北東京間連系線については平成28年10月を目途に広域系統整備計画を策定する。また、中国九州間連系線に係る計画策定プロセスについて、長期方針の検討状況を踏まえつつ検討を進める。

(2) 系統アクセスの受付

関係事業者との利害関係がない中立的な立場から、発電設備等の系統連系を希望する者(連系希望者)からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を適切に行う。業務遂行に当たっては、連系希望者への丁寧な対応及び適切な情報提供を行い、一般送配電事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

また、連系希望者の費用負担低減と効率的な設備形成の両立のため、複数の連系希望者により工事費負担金を共同負担して系統増強を行う手続(電源接続案件募集プロセス)の円滑な推進を図る。

さらに、大型電源リプレース時の系統連系募集プロセスについては、円滑な業務遂行のため募集要領の作成準備などを進める。

(3) 調整力のあり方の検討

長年にわたり見直されていない、需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方について、引き続き検討を進める。具体的には、需要想定誤差や再生可能エネルギー電源の出力想定誤差に起因する需給のインバランス実績データを収集、分析するとともに、小売全面自由化、再生可能エネルギーの導入増加等の環境変化、並びに大規模災害など稀頻度事故時の対応を勘案し、調整力の必要量等を明らかにすることをめざす。

(4) 地域間連系線の管理

電力の広域運用の推進のため、広域的な電力取引に係る連絡調整、長期的な容量確保及び混雑処理を含む地域間連系線の管理を行う。

連系線の運用容量及びマージンについて、事務局が実施する検討会等での議論及び意見募集の結果等を踏まえ、算出、公表する。

また、前年度に認定した連系線の長期的な容量確保に係る契約及び連系線利用計画について、その妥当性を審査し、各事業者に対して計画と実績の乖離状況等を通知するとともに、必要な指導等を行うことにより、連系線の適正な利用について、会員の意識向上を図る。

さらに、新たに導入した広域機関システムを活用し、業務の効率化、系統利用者の利便性向上に取り組む。

(5) 作業停止計画の調整

会員等が提出する点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画(作業停止計画)の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画を取りまとめる。

調整及び取りまとめに当たっては、新たに導入した広域機関システムを活用し関係事業者との情報共有を図るとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、システムを維持及び運用する一般送配電事業者及び連系線利用者や発電事業者と適切に連携する。

(6) 需要者スイッチング支援

小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の運用・保守を実施する。

また、広域機関発足後に立ち上げた「スイッチング支援に関する実務者会議」の成果を引き継ぎ、全面自由化開始時から運用されるスイッチング支援システムの運用上の改善点、追加の機能・運用ルール等を検討するため「スイッチング支援システム運用に関する実務者会議」（仮称）を定期的を開催し、議論の概要及び取りまとめ結果を公表する。

(7) 情報通信技術の活用支援

会員その他の送電システムを利用する者が、情報通信技術を活用して相互に、又は本機関との間で電子情報を交換するための標準規格について、事業者の業務状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

また、会員等が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施できるようにするため、国等の情報セキュリティガイドラインの内容を踏まえ、必要に応じ上記標準規格の見直し、普及啓発活動等を行うほか、機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員等に対し情報提供を行い、会員等の取り組みを促す。

(8) システム情報の公表

システム運用の透明性確保のため、国が定める「システム情報の公表の考え方」に則り、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

また、新たに導入した広域機関システムにより、広域連系システムの詳細な情報を収集することが可能となるため、これを用いて公表内容の一層の充実を図る。

(9) 業務品質の向上

本機関は、シミュレーション解析ツールを利用し、自ら潮流の解析を行うことを通じて、広域システム整備計画の策定、システムアクセス検討結果の検証、及び地域間連系線の管理等の業務品質の向上に努める。

(10) システム開発の円滑な実施

広域機関システム及びスイッチング支援システムの安定稼働に努めるとともに、次年度以降の制度変更が遅滞なく対応できるようシステム変更等の対応準備を進める。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

広域機関システムを通じて会員から提出される各種計画、供給区域ごとの需要や連系線の潮流及び供給力（主要発電所の稼働及び停止状況を含む。）等のデータにより、会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視する。

なお、広域機関システムの本格稼働に対応するとともに、一般送配電事業者をはじめとする関係事業者とより綿密な連携を図るため、広域運用センターの当直体制を1班につき2名から4名に増員する。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等においても安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合は、会員に対して、電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

指示に当たっては、いわゆるライセンス制の導入により新たな発電事業者が会員となること及び卸電力取引市場において1時間前市場が開設されることを踏まえた業務フローを整備し、広域機関システムを活用して迅速に対応する。

また、再生可能エネルギーの導入増加等により、供給区域において下げ調整力が不足し、一般送配電事業者による再生可能エネルギーの出力抑制が行われたときは、当該出力抑制が適切であったかどうかを事後検証し、結果を公表する。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

(1) 苦情又は相談の対応

電気供給事業者から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出又は相談を受けたときは、その内容に応じて、回答その他の初動措置を速やかに行う。

初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介（あっせん・調停）、電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、会員その他の電力系統利用者の、送配電等業務指針等のルールに基づ

く業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、調査、検討を行うと共に、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。

(2) 紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく認証を受けた紛争解決機関として、本機関の役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

(1) 報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、電力需給の状況（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況、リスク要因等）、系統利用及び系統アクセスに関する実績、中長期の電力需給や系統整備に関する見通し（発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。）及び課題等に関する報告書を取りまとめ公表する。

(2) 調査及び研究

調整力等に関する委員会や広域系統整備委員会の検討に資する事項の調査、第3段階の改革に伴う制度変更に対応するための調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。

(3) 災害等への対応

大規模な天災地変その他これに準ずる事由により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、防災業務計画に基づき、緊急連絡体制及び災害対応態勢の構築、国や関係機関に対する必要な非常時の情報提供等を行うほか、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て災害対応訓練を実施する。

また、本機関の拠点が被災した場合に備えて、内閣府「事業継続ガイドライン」に従い策定した事業継続計画（BCP）について、計画の実効性を高めるための見直しの要否を継続的に検討する。

さらに、本機関が、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定公共機関であることを踏まえ、それぞれ策定した業務計画に基づき、必要な対応を行う。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

（1）広報

本機関の業務の透明性を高めるため、及び会員その他の電気供給事業者の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する広報の充実強化に努める。

具体的には、需給状況悪化時の会員への指示など本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、委員会等の議案及び議事概要を原則として公表する。また、ウェブサイト等を活用し、本機関の業務を分かりやすく紹介する。

（2）情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムのサイバーセキュリティ対策に万全を期す。具体的には、コンピュータウイルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策等のシステム対策を遺漏なく行うほか、第三者による情報セキュリティ監査及び役職員への情報セキュリティ教育を実施する。

（3）バックアップ拠点の確保・維持

災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を実施する。

（4）職員の確保・育成

本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、中長期的に職員のプロパー比率を高めるため、専門的知見を有する人材の中途採用及び将来性ある新卒者の採用に向けた活動を進める。

職員の育成については、OJTを基本としつつ、採用時研修、内部・外部研修、自己啓発支援等を実施し、業務遂行に必要な知識付与、能力向上を図る。